

## 「あま市工場立地法地域準則条例」(仮称)骨子案についてのご意見を募集します

市では、工場周辺の環境を保全しつつ、地域経済の活性化を図るために「あま市工場立地法地域準則条例」(仮称)を制定することを検討しています。このたび、条例の骨子案を作成しましたので、その内容について広く市民の皆様からのご意見を募集します。

意見の募集期間	4月3日(月)～5月2日(火)
閲覧方法 (閲覧場所)	●市公式ウェブサイト ●企業誘致対策課(本庁舎)、甚目寺市民サービスセンター(土・日曜・祝日を除く)
意見を提出できる方	市内に住所、または事務所もしくは事業所を有する個人及び法人その他の団体、パブリックコメント手続きにかかる施策に利害関係を有する方
意見の提出方法	件名(「あま市工場立地法地域準則条例」(仮称)骨子案についての意見)、住所、氏名、電話番号、ご意見(※)を明記し、郵送、FAX、メールでご提出いただくか、企業誘致対策課、または甚目寺市民サービスセンターにご提出ください。 ※様式は閲覧場所及び市公式ウェブサイトにご用意しておりますが、任意様式でも可能です。
意見の取り扱い	提出いただいたご意見は、後日、市公式ウェブサイト等で公表します。(ご意見の内容以外は公表しません) なお、ご意見に関して、個別の回答はいたしません。
提出先	〒490-1292 あま市木田戌亥18番地1 あま市役所 企業誘致対策課 ☎444・1372 FAX 444・1351 ✉kigyo@city.ama.lg.jp

問合せ 企業誘致対策課 ☎444・1372 FAX444・1351



## 新型コロナワクチン接種について

5月8日(月)から、重症化リスクの高い方(高齢者(65歳以上)や基礎疾患を有する方等)の新型コロナワクチン接種が予定されています。詳細は、国の方針が決まり次第、随時、市公式ウェブサイトや市公式LINEでお知らせします。

市公式ウェブサイト(「新型コロナウイルスワクチンについて」)

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/health/1007091/index.html>



市公式LINE(「あま市公式LINEで情報配信を行っています」)

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/koho/1006039.html>



問合せ 健康推進課 ☎443・0005 FAX443・5461

## 虐待の相談・通報はこちらへ

児童虐待 ☎444・3173(子ども福祉課)または ☎189(児童相談所全国共通ダイヤル、24時間対応)

障がい者虐待 ☎444・3135(障がい福祉課) 高齢者虐待 ☎444・3141(高齢福祉課)

※市役所は平日午前8時30分～午後5時15分(夜間・休日は宿日直につながります)

※FAX番号 443・3555(共通) ※メールアドレス gyakubou@city.ama.lg.jp